

川西市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠、出産及び育児への不安や負担が生じやすい妊婦及び産後の子育て家庭に対し、産前・産後ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、家事や育児等の負担を軽減することにより、安心して妊娠・出産を迎え、充実した子育てを実施することができるよう支援することを目的とする川西市産前・産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、川西市（以下「本市」という。）とする。

2 市長は、前条の目的を達成するため、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「委託事業者」という。）にヘルパーの派遣を委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、川西市内に住所を有し、日中の家事又は育児の協力が得られない者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- (2) 7か月未満の乳児を養育している者
- (3) 母子健康手帳の交付を受けた多胎児を妊娠中の妊婦
- (4) 1歳未満の多胎児を養育している者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、申請日及び次条に規定するサービスを提供するに当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業を利用することができない。

- (1) ヘルパーの訪問時に対象者が不在の場合
- (2) 対象者が属する世帯に感染症等の患者又はその疑いのある者がいる場合
- (3) 偽りその他不正な手段により事業を利用しようとした場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

(事業内容)

第4条 本事業は、対象者に対し、次に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

- (1) 食事の準備及び片付け
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 居室の簡単な清掃及び整理整頓
- (4) 育児の補助
- (5) 兄弟児の世話

(6) その他育児等に関して日常的に支援を行う必要があるもの

(利用期間)

第5条 対象者がサービスを利用できる期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び2号に該当する対象者については、第10条第1項に定める利用券の交付日から出産後から7月に到達する日の前日まで

(2) 第3条第1項第3号及び4号に該当する対象者については、第10条第1項に定める利用券の交付日から乳児が満1歳に到達する日の前日まで

(3) 第3条第1項第5号に該当する対象者については、市長が必要と認める期間

(利用上限回数)

第6条 対象者がサービスを利用できる回数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び2号に該当する対象者 産前産後を合わせて25回

(2) 第3条第1項第3号及び4号に該当する対象者 産前産後を合わせて50回

(3) 第3条第1項第5号に該当する対象者 市長が必要と認める回数

(利用回数及び時間)

第7条 対象者がサービスを利用できる回数は1日1回までとし、利用できる時間はヘルパーが実施場所に到着してから2時間までとする。ただし、第3条第1項第5号に該当する対象者については、市長が必要と認める利用回数及び時間とする。

(利用可能日時)

第8条 対象者がサービスを利用できる日時は、原則、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、その他の日時におけるサービスの実施については、本市と委託事業者との協議の上で決定するものとする。

(申請)

第9条 対象者がサービスを利用する場合は、川西市産前・産後ヘルパー派遣事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）により、原則として利用開始希望日の2週間前までに市長に申請をしなければならない。

2 前項の規定により申請をした者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、市長が、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属する者においては、生活保護を受給していることを証する書類

(2) その世帯に属する全ての者が申請日の属する年度（申請日が4月1日から5月31日までの間にある場合は、前年度）分の市町村民税を課税されていない世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）に属する者においては、市町村民税非課税世帯に属する者であることを証する書類

(利用決定及び審査結果通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、サービスの利用を決定（以下「利用決定」という。）する。

2 利用決定は、申請者に対し、川西市産前・産後ヘルパー派遣事業利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）の交付により通知するものとする。

3 市長は、前条の規定による申請に関し、審査の結果、産前・産後ヘルパー派遣事業の利用が適当でないと判断した場合は、川西市産前・産後ヘルパー派遣事業利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実施場所)

第11条 サービスを実施する場所は、前条の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）の居宅等とする。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、第9条の規定による申請の内容に変更があった場合は、川西市産前・産後ヘルパー派遣事業利用変更届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出があった場合は、川西市産前・産後ヘルパー派遣事業利用の継続に係る可否を決定するとともに、その結果を産前・産後ヘルパー派遣事業変更承認通知書（様式第5号）により、速やかに利用者へ通知するものとする。

3 第1項の届け出に伴い、第14条に定める利用料に変更があった場合は、前号の決定をした日以降のサービスの利用に対して適用するものとする。

4 対象者でなくなった場合は、利用券は返却するものとする。

(利用決定の取消し)

第13条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る利用決定を取り消すことができる。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 利用申請書の内容に虚偽があったとき。

(3) その他利用者がサービスを利用するに当たり、支障があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、川西市産前・産後ヘルパー派遣取消決定通知書（様式第6号）により利用者へ通知をしなければならない。

(利用料)

第14条 利用者は委託事業者から受けたサービスに対し、別表に掲げる市負担額を差し引いた額を利用料とし、委託事業者へ支払わなければならない。

2 利用者の都合による利用取り消しを委託事業者の定める期間までに連絡せずサービスの変更及び中止をした場合は、利用者が委託事業者が定める額を委託事業者へ支払わなければならない。

(関係機関等との連携)

第15条 市長は、関係機関等と密接に連携し、事業の円滑な運営を図らなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(川西市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱の廃止)

2 川西市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱（令和6年10月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前において、前項の規定による、廃止前の川西市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱の規定により決定された事項については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

	世帯区分	利用料金	市負担額
公益社団法人 川西市シ ルバー人材センター	A 市町村民税課税世帯	3,689 円 (内消費税 335 円)	2,189 円
	B 市町村民税非課税世帯・生活 保護世帯		3,689 円
株式会社さわやかライフ ほっとあんしんケアセ ンター	A 市町村民税課税世帯	5,000 円 (内消費税 455 円)	2,189 円
	B 市町村民税非課税世帯・生活 保護世帯		3,689 円
プラスワン ケアサポート株式会社	A 市町村民税課税世帯	6,000 円 (内消費税 544 円)	2,189 円
	B 市町村民税非課税世帯・生活 保護世帯		3,689 円